



皆野町けんこう大使 み～な

国保からの お知らせ

ご存知
ですか？

整骨院・接骨院で保険証が使えるケースは限られます！

柔道整復師(整骨院・接骨院)は“医師”ではないため、施術の行為が限定されています。整骨院・接骨院の施術には、保険証が「使える場合」と「使えない場合」がありますので、ルールを守って正しくかかりましょう。

○ 保険証が使えます	✕ 保険証は使えません！ ⇒全額自己負担になります
<ul style="list-style-type: none"> ・打撲 ・ねんざ ・挫傷(肉離れなど) ・骨折・脱臼(応急手当以外は医師の同意が必要です) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の中での疲れ・肩こり・腰痛・体調不良など ・あん摩・マッサージ代替りの利用 ・スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛 ・脳疾患後遺症、リウマチ、神経痛などの慢性病からくる痛みやしびれ ・症状改善のみられない長期の施術 ・以前負傷した部位の痛み ・原因不明の痛みや違和感

整骨院・接骨院にかかるときの注意事項

原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかを、きちんと伝えましょう。病院での治療と重複はできません(同一負傷について同時期に整形外科の治療と重複した場合、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担)。また、交通事故など第三者行為で保険証を使う場合は、皆野町国保に連絡してください。

「療養費支給申請書」の内容をよく理解して、必ず自分で署名しましょう

保険証を使って施術を受ける場合は「療養費支給申請書」に署名が必要です。記載されている疾病名・施術日数・金額を確認して、必ず自分で署名しましょう。また、領収書を必ずもらうようにしましょう。

施術が長期にわたる場合は、医師の診察を受けましょう

長期にわたって施術を受けても治らない場合は、ほかの疾病が原因とも考えられますので、医師の診察を受けましょう。

皆野町国保から治療内容をお尋ねすることがあります

柔道整復師から「療養費支給申請書」が送られてくると保険証が正しく使われているかどうか点検します。なかでも、被保険者が1か月に15日以上かかっている場合は施術日数について確認する必要があります。このようなときは、皆野町国保から負傷原因、負傷部位、施術年月日、その内容などを照会させていただくことがあります。

受診記録を付けたり、領収書を保管するなど医療費の適正化のためご協力をお願いします。

40歳以上の皆さん、特定健診の受診(予約)はお早めに！！

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232